免責許可決定

平成２９年（フ）第１４０６号
福岡県筑紫郡那珂川町下梶原２丁目４番４号
ディアス那珂川Ｃ棟202号
破産者　徳永　　望
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第６３号
名古屋市北区八龍町１丁目51番地
清算株式会社　株式会社八龍介護サービス
代表清算人　石原　聖士
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（ヒ）第５号
奈良県磯城郡田原本町大字千代579番地の１
清算株式会社　株式会社奈良ニシカワ
代表清算人　田中　啓義
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
奈良地方裁判所葛城支部

平成２９年（ヒ）第１９号
岡山市南区藤田564番地147
清算株式会社　黒田飼料株式会社
代表清算人　廣川　　守
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（ヒ）第２０号
岡山市南区藤田564番地147
清算株式会社　スリー株式会社
代表清算人　廣川　　守
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（ヒ）第１００７号
福岡県春日市ちくし台１丁目88番地
清算株式会社　株式会社ＩＳＷＣ
代表清算人　日下部大和
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第１５号
札幌市中央区北10条西20丁目１番１号
清算株式会社　株式会社Ｉ・Ｙ
代表清算人　石田　卓也
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（ヒ）第２０６５号
東京都千代田区平河町２丁目４番16号平河中央ビル２階ルネス総合法律事務所内
清算株式会社　株式会社宮川管財
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第１号
長崎県諫早市本野町２番地１
清算株式会社　株式会社エピクス
代表清算人　大野　**逖**正（登記簿上の氏名大野**逖**正）
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
長崎地方裁判所大村支部

更生計画案提出期間の伸長

平成２９年（ミ）第３号
東京都世田谷区上用賀５丁目12番11号
更生会社　日東通信機株式会社
主文　管財人が更生計画案を提出すべき期間の終期を平成30年３月27日と、更生会社、届出をした更生債権者等又は株主が更生計画案を提出することができる期間の終期を平成30年３月20日と、それぞれ変更する。
平成29年11月29日
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２９年（再）第１９号
大阪府柏原市太平寺２丁目16番23号ハイグレイス107号（主たる営業所の所在地大阪市北区西天満６丁目７番４号大阪弁護士ビル201）
再生債務者　鈴木　興治
主文　すべての再生債権者は、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、再生債務者の財産に対する再生債権に基づく強制執行等をしてはならない。
平成29年11月30日
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令

平成２９年（再）第１９号
大阪府柏原市太平寺２丁目16番23号ハイグレイス107号（主たる営業所の所在地大阪市北区西天満６丁目７番４号大阪弁護士ビル201）
再生債務者　鈴木　興治
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市中央区今橋４丁目３番18号ＨＫ今橋ビル９階　辰野・尾崎・藤井法律事務所　弁護士　辰野　久夫
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるもの及び日常生活に関するものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるもの及び日常生活に関するものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成29年11月30日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２５年（再）第１０号
名古屋市瑞穂区塩入町15番13号
再生債務者　木村刃物製造株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定確定後３年の経過
平成29年11月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第２８３号
愛知県愛知郡東郷町春木台５丁目３番地１
シャトー春木台501号
再生債務者　辻野　泰雄
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年12月22日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月４日から平成30年１月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第３２０号
愛知県知多市岡田緑が丘14番地の３
再生債務者　出口　晋也
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年12月22日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月４日から平成30年１月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部